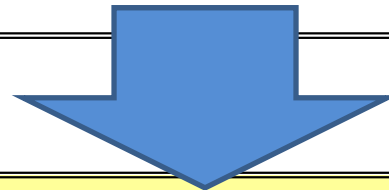


集落対策の取り組み状況

これまでの経緯

平成20年4月24日（過疎問題懇談会）
「過疎地域等の集落対策についての提言」



平成20年8月1日（総務省通知）
「過疎地域等における集落対策の推進について」

過疎地域等の集落対策についての提言 ～集落の価値を見つめ直す～

平成20年4月24日 過疎問題懇談会

- ◎集落の課題を「自らの地域」の課題としてとらえられるようにする
- ◎市町村が集落に対して十分な目配りを行う
- ◎住民と市町村の強力なパートナーシップを形成して取り組む

①集落支援員(仮称)の設置

・市町村に「**集落支援員**」(仮称)を設置。支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
(行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい外部人材を活用)

②集落点検の実施

・集落支援員(仮称)は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施(集落点検チェックシートを活用)

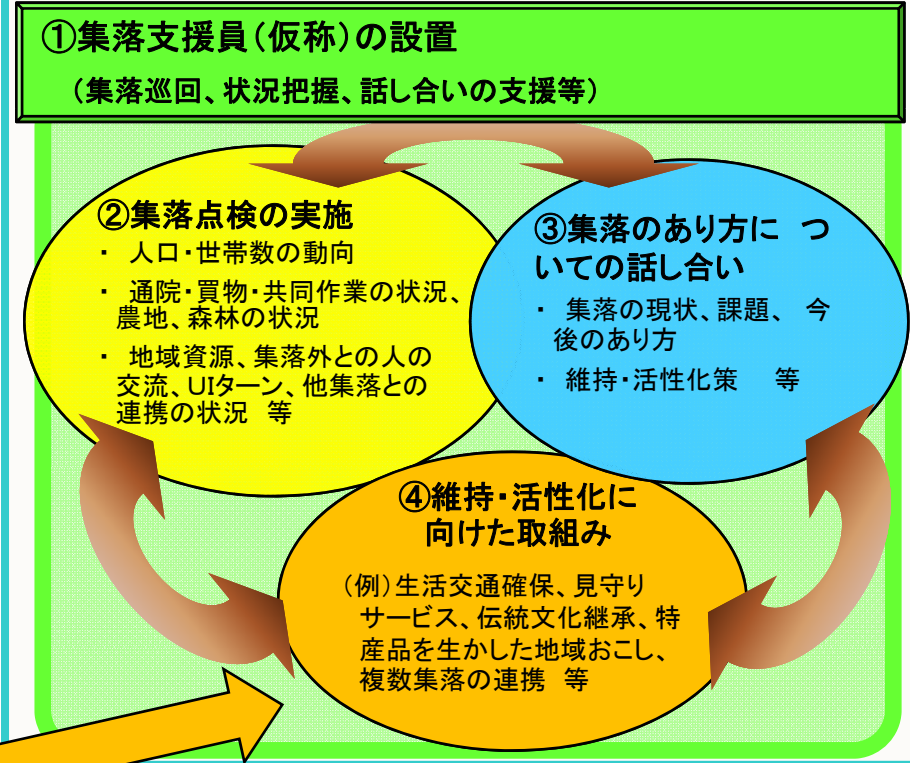
③集落のあり方についての話し合い

・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
・集落支援員(仮称)がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

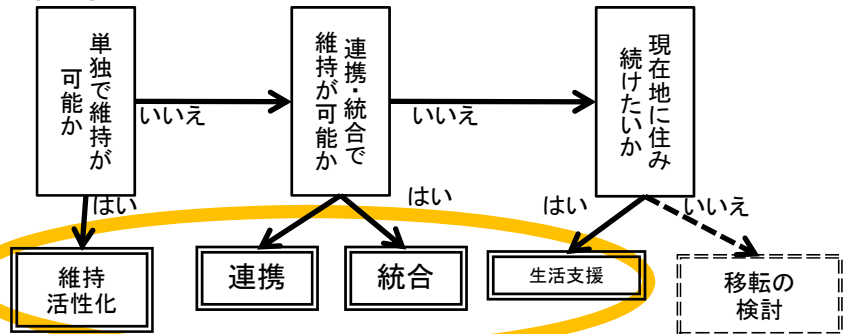
・**住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた集落対策を推進**
(生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし、コミュニティビジネスの振興、複数集落の連携などの取組み)

フロー



④ 維持・活性化対策

①～④に取り組む中で集落のあり方について検討する場合の流れ(例)



集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

進め方等

1 集落支援員の設置

- ・ 市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

集落支援員
による支援

2 集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員
による支援

3 集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進
（「集落点検」の結果を活用）
- ・ 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落支援員
による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）
- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知等
- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施
- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援など

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

- ◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置（※）
※過疎法・離島振興法・半島振興法・山村振興法等の指定市町村への限定なし。
- ◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

平成20年度の取り組み状況等

○都道府県分 11府県

○市町村分 26道府県 66市町村

○専任の「集落支援員」の設置数 199人

- ・地域コーディネーター（岩手県田野畑村） 3人
- ・喜多方市過疎集落支援員（福島県喜多方市） 5人
- ・色川地域集落支援員（和歌山県那智勝浦町） 1人
- ・里山プランナー（島根県） 4人
- ・地域マネージャー（島根県雲南市） 23人 など

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 約2,000人

○平成20年度の特別交付税措置について

集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定(3月分)

- ・専任の集落支援員の場合 集落支援員1人当たり 2,200千円(※)
- ・自治会長など他の業務との兼任の場合 集落支援員1人当たり 400千円(※)

(※)調査した額が下回る場合、当該額。

岩手県田野畑村の集落支援員

概要

3集落に3人の集落支援員(地域コーディネーター)を設置

人材

地域の実情に詳しいやる気のある方を公募

業務内容

地域コミュニティ活動の企画、実施
(地域芸能の伝承保存・民泊の受入れ等)

ポイント

それぞれが目的(得意分野)をもって活動



奥地シミさん
伝承活動を通し世代間の交流を

甲地鹿踊りの伝承指導を高齢者が若者や子どもへ行い、世代間交流を深めて地域連帯意識を高めます。鹿踊りの踊り手を、小学生や他地区からも募集することで担い手を増やし、村内外に鹿踊りをアピールすることで地域の活性化を図ります。

地域の活性化と再生目指し 地域コーディネーター決定

地域コミュニティの活性化と再生を担う地域コーディネーターが決まりました。地域コーディネーターに任用されたのは、応募順に奥地シミさん(58)・甲地Ⅱ・平坂忠三さん(64)・北山Ⅱ・佐々木菊三郎さん(59)・Ⅱ集合Ⅱの3人で、任用期間は平成21年3月31日までです。それぞれの地区で、活動する内容について紹介します。



佐々木菊三郎さん
キノコや山菜で地域の元気再生

地域内にある山林や休耕地などの未利用資源を活用して、天然キノコや山菜などの栽培に取り組みます。森林や農地などの適正管理を図り、子どもたちを交えた取組体験や世代間交流を実施して、地域の連帯感を深めて元気再生を図ります。



平坂忠三さん
民泊受け入れで地域の活性化を

田野畑村を農山漁村生活体験で訪れる小学生や中学生の民泊体験を、地域全体で受け入れられる体制をつくり出します。体験を通して現代の子どもたちとのふれあうことで、地域内の連帯感を深め、地域の活性化を図ります。

広報 たのぼた (H20.7)

福島県喜多方市の集落支援員

概要

10集落に5人の集落支援員(喜多方市過疎集落支援員)を設置

人材

地域の実情に詳しい人材
(行政経験者、農業関係業務の経験者、市議会議員経験者 等)

業務内容

地区担当の市職員等と連携し、集落を巡回

ポイント

集落支援員と市職員が協働して集落対策に取り組む



三重県津市の集落支援員

概要

専門講師を交えて、住民参加によるワークショップを開催し、「集落未来図」を作成

人材

市内美杉町竹原地区の自治会連合会長・副会長が集落支援員を兼務

業務内容

月5回程度、行政連絡にあわせ各戸を訪問し集落点検

ポイント

集落支援員が、集落対策に意欲ある代表者・若者等から現状を聞き取り、これをワークショップ等に活かす



和歌山県那智勝浦町の集落支援員

概要

町内色川地域に1人の集落支援員(色川集落支援員)を設置

人材

新規定住者を活用

業務内容

月15日程度集落を巡回し、集落の現状把握及び村落共同体におけるルールを検証

ポイント

新規定住者の新たな視点から地域を見つめ直し、集落の維持・活性化を図る



島根県の集落支援員

概要

県内5市町村をモデル事業の対象に選定し、4人の集落支援員(里山プランナー)を設置

人材

島根県中山間地域研究センター客員研究員
(事業実施にあたり、やる気のある方を公募)

業務内容

地域の課題を抽出し、必要な機能・サービスを検討

ポイント

- ・ 県の予算的・人的支援をモデル市町村へ集中
- ・ 蓄積したノウハウにより、全県的な取り組みを推進



島根県雲南市の集落支援員(1)

概要

概ね小学校区・公民館区単位とする「地域自主組織」に22人の集落支援員(地域マネージャー)を設置

人材

地域の実情に詳しい行政経験者の住民
(地域に貢献したいと願う公務員OBが半数程度を占める)

業務内容

- ・ 月10日程度、地区内を巡回して集落の状況把握
- ・ 地域の話し合いにコーディネーター・実践者として参加

ポイント

責任感ある「専任」の集落支援員が見回りを行うため、住民からの信頼を得やすい



島根県雲南市の集落支援員(2)

概要

概ね小学校区・公民館区単位とする「地域自主組織」に1人の集落支援員(地域マネージャー)を設置

人材

大阪府から雲南市へのIターン者(20歳代・女性)

業務内容

- ・地域の「調整役」として地域運営全体をマネジメント
- ・実態調査とともに、先進事例・コミュニティビジネスを研究

ポイント

Iターン者の視点から地域の魅力の気づきと発信に期待

